

## 「子ども手当」に対する親の意識 (日本)

### 1. 「子ども手当」とは？

2009年夏の衆議院議員選挙で、民主党が「マニフェスト」で掲げた政策の一つです。当初は、0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもの保護者に対し、毎月2万6千円を支給するというものでした。しかし、財源不足から、今年度(2010年度)は毎月1万3千円の支給となりました。現在は、来年度以降(2011年度以降)の支給額引き上げを視野に入れた議論が続いています。

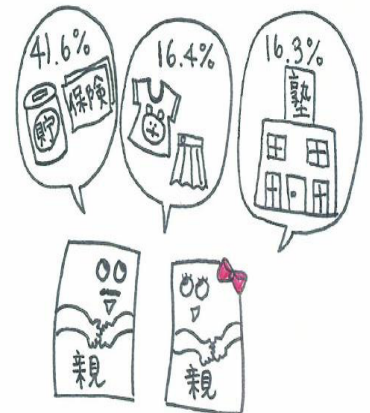
### 2. 最近の動向

厚生労働省は、「子ども手当の用途等に関する調査」を実施し、その調査結果について発表しました。今回の調査は、「子ども手当」支給後初めての調査です。対象は、保護者10,183人、調査期間は8～9月でした。

「子ども手当」の用途で最も多かった回答(複数回答可)は、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」で41.6%。次に多かった回答は、「子どもの衣類・服飾雑貨費」で16.4%。ほぼ同率で「子どもの学校『外』教育費」の16.3%と続いています。

一方で、「家庭の日常生活費」が13.8%、「家族の遊興費」が6.4%、また少数ですが、「大人のお小遣いや遊興費」との回答も0.4%ありました。

用途を子どもに限定できないと回答したのは、全体の約4分の1の2,690人で、理由として64.2%が「家計に余裕が無い」と回答しています。



### 3. 今後の展開

今回の調査結果を詳しく見ると、子どもの年齢が上がるに連れて、「子ども手当」を「学校『外』教育費」に使うと答えた割合と、「日常生活費」に使うと答えた割合が増えています。中学生の子どもがいる家庭では、「学校『外』教育費」に用いる割合が30.8%、「家庭の日常生活費」が17.1%となっています。もともと家庭間で教育に関する支出額には差がありますが、政府が負担するこの制度が、子どものために使われず、子どもの有無によって収入の格差を広げる制度になることのないよう注意が必要です。

今回の調査結果を受けて、厚生労働省では「子ども手当は、おおむね子どものために使われている」と結論付けています。しかし、子育てをしやすい環境を作るためには、政府だけでなく、企業や個人も協力し合う「官民一体」の体制構築が不可欠です。次代を担う子どもたちの教育は、日本が中長期的に成長を続けるための大切な基盤であることを忘れてはいけません。

弊社マーケットレポート

検索!!

2010年11月16日【キーワード No.447】7～9月期の日本のGDP(日本)

2010年10月29日【デイリー No.723】日本の金融政策(10月)～実質ゼロ金利政策は2012年まで継続～

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

## 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社